

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日に当たるとき
の翌日)

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

目 次

◇告示 生活保護法による医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可(二件)

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

都市計画法第六十六条による告示

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小山歯科医院	米子市車尾八六八一三	昭和五十七年五月十二日

鳥取県告示第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十七年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、花見東郷土地改良区の定款の変更を昭和五十七年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づ

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第六百二十五号

昭和五十七年四月二十八日付けで日南町から申請のあつた土地改良（花口（下花口）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

日南町役場

鳥取県告示第六百二十七号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十七年四月二十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（野井倉地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

鳥取県告示第六百二十六号

昭和五十七年四月二十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（下見地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

3 昭和57年6月25日 金曜日

鳥取県公報

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覽に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覽に供する期間
昭和五十七年六月二十六日から二十日間
- 三 縦覽に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

昭和五十七年五月三十一日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（小林地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 縦覽に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覽に供する期間
昭和五十七年六月二十六日から二十日間

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覽に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覽に供する期間
昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三　縦覧に供する場所
　　岩美町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十号

昭和五十七年三月二十九日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良（赤崎（宮木）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事　平　　林　　鴻　　三

鳥取県告示第六百三十一号

昭和五十七年五月十七日付けで河原町から申請のあつた下佐賀地区的換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事　平　　林　　鴻　　三

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三　縦覧に供する場所

河原町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

赤崎町役場

鳥取県告示第六百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による

都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三一四一二西福原皆生線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

収用の部分

鳥取県米子市皆生字温泉、字離池沖山中及び字冲大境、上福原字北浜

新田壳、字北浜開、字大北浜ノ一、字北濱山中、字中大境及び字上大境、東福原字御建通大境、字浜田畷東、字水深、字式番割畷添工、字大バエ、字毛番割堂畷西、字前田通重助田及び字荒神北並びに西福原字八反八畠通惡水西、字惡水西上中手添及び字西原惡水西地内

鳥取県告示第六百三十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月六日 鳥取県指令受都計第三百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字東浜及び字荒神山道ヨリ北

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣二

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年二月二十六日 鳥取県指令受都計第四百九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取県告示第六百三十三号

昭和57年6月25日 金曜日

鳥取県公報

三 鳥取市浜坂字東浜及び字荒神山道ヨリ北
開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市徳尾一七六一四

有限会社松本建設

代表取締役 松本一夫

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「財政課総括主計員」を「財政課総括主計員 人事課主幹」に改め、同表の知事の事務部局の工業試験場の項

中 場長 分場長 総務課長

を 場長 次長 分場長 総務課長

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条
第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

に改め、同表の知事の事務部局の農業試験場の項中 場長 総務課長
の事務部局の畜産試験場の項中 場長 次長 総務課長 に改め、同表の知事
に改め、同表の備考の4中「人事」を行 政改革、人事」に改める。
場長 次長 総務課長 場長 総務課長 に改め、同表の備考の4中「人事」を行 政改革、人事」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方労働委員会告示

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委嘱年月日
下 田 三子夫	明昭・四・三	五 烏取市西町四丁目一	弁護士	(080)3-1-300	広島地方裁判所三次支部検事	昭三・一・七
松 本 萬寿夫	大正・一・三	境港市渡町一二七〇	税理士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
芳 村 尚 之	大正・一・三	○九 烏取市相生町一丁目六	境港市史編さん審議会専門員 鳥取県地方労働委員会委員	(080)3-1-300	市役所 (080)3-1-300	昭三・三・五
田 中 篠 篤	大正・一・七	鳥取市菖蒲四五五	鳥取県地方労働委員会委員	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
福 士 俊 一	大正・一・〇	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教育学部教授	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
高 橋 務	大正・二・二	鳥取市浜坂字高熊一八	鳥取大学農学部教授	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
垣 田 墓 一郎	大正・二・六	鳥取市道笑町二丁目二	鳥取県地方労働委員会委員	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
高 橋 務	大正・三・二	米子市東岩倉町二二七	公認会計士 不動産鑑定士	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
垣 田 墓 一郎	大正・二・六	米子市上福原一四五九	垣田病院院長	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
勝 部 可 盛	昭和・二・四	米子市加茂町一丁目二	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長) 代理)	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
直 野 喜 光	昭和・一・三	米子市浜坂一六一〇	弁護士	(080)3-1-300	鳥取県立米子工業高等学校校長 鳥取県立境港通勤寮寮長	昭三・三・五
谷 口 富 雄	大正・三・七	米子市皆生一六八四一	國鉄労働組合米子地方本部鳥取支 部特別執行委員	(080)3-1-300	國鉄労働組合米子地方本部鳥取支 部執行委員長	昭三・三・五
石 田 登	大正・四・一	鳥取市皆生一六八四一	評議会副議長	(080)3-1-300	國鉄労働組合米子地方本部鳥取支 部執行委員長	昭三・三・五

鈴木 実	大九・八二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会事務理員	日本海新聞取締役論説委員長	昭和・一三・六
油木桓志	大二・一・五	米子市東町一三	米子信用金庫常務理事	米子信用金庫業務部長	昭和・三・〇
田中和夫	大二・九・〇	八頭郡用瀬町安感三四	鳥取信用金庫理事長	鳥取信用金庫常務理事	昭和・四・六
尾崎喜人	大二・九・三	鳥取市湖山町南五丁目	鳥取商工会議所専務理事	鳥取商工会議所専務理事	昭和・三・〇
藤井敏郎	大二・一〇・六	米子市皆生二〇九三	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	昭和・三・〇
小林繁	大二・九・四	米子市皆生一六六一	株式会社山陰放送常務取締役	株式会社山陰放送常務取締役	昭和・三・〇
藤田忠義	昭二・三・六	倉吉市福庭五四四一	鳥取県機工株式会社取締役社長	鳥取県機工株式会社取締役社長	昭和・三・〇
田中陽	大二・四・二	鳥取市青葉町三丁目三	神鋼機器工業株式会社取締役総務	神鋼機器工業株式会社取締役総務	昭和・三・〇
原田芳秋	大二・三・九	鳥取市掛出町五一三	鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭和・三・〇
田中淳一	昭二・六・三	鳥取市田園町四丁目一	鳥取県地方労働委員会事務局次長	鳥取県地方労働委員会事務局次長	昭和・三・〇
荻原隆通	昭二・六・六	鳥取市河原町袋河原四	課長	鳥取県衛生環境部衛生課長	昭和・一・三
昭和・六・六	八頭郡河原町袋河原四	鳥取県地方労働委員会事務局調整	鳥取県地方労働委員会事務局調整	鳥取県地方労働委員会事務局調整	昭和・一・六
課長	鳥取県地方労働委員会事務局審査	自宅	自宅	自宅	昭和・四・三
事務局	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	
自宅	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	
(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	(八五七)二二一・七七九	